

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年5月16日（火）午前10時30分頃、周南市大字呼坂の市道峯重線を走行中の車両が、前方車両が通過した際に生じた陥没により、車体を損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥418,000-

2 専決処分の年月日

令和5年7月10日